

<ウェブサイト公開用>

令和2年度第2回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事要旨

日 時	令和2年10月28日(水) 午後2時00分～午後3時30分
場 所	総合庁舎7階会議室2
出席者	(社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員) 勝山真介、太田淑美、福田実加、中川千恵美、山田祥隆、好川智也、吉田聖子 (事務局) 子どもすこやか部 平田 子育て支援室 川西 子ども家庭課 増井、宮脇
議 題	1. 第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画素案の検討
議事内容	(開会) (会長挨拶) 【第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画素案について】 ○事務局 ・第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画素案について説明。 ○委員 ・第3次から第4次ということで、大きな変化は。 ○事務局 ・資格取得のバックアップをしていきたい。もう一つは養育費だが、国の方でも取り組みを進めていくというような報道がある。市としても、養育費を払ってもらうための支援を行うというのが重要だと考えており支援施策を充実させたい。 ○委員 ・ひとり親家庭を減らしていこうとは考えられているのか。 ○事務局 ・ひとり親にならない支援というのは難しい。まずはひとり親家庭の方に対してバックアップというのが重要と考える。 ○委員

・アンケート結果で、様々な支援制度を知らないという回答が多いのが気になる。自立に繋がる制度があるが、それを知らないというのでは成果が繋がっていかない。もっと広く伝えられるような方法が必要になる。

○事務局

・広報は課題と思っている。ひとり親家庭への広報という点では、児童扶養手当の現況届の時がベストな広報の場だと思っている。今も相談ブースを置いているが、どのようにアプローチするのがベストなのか検討すべき課題と考えている。

○委員

・支援のタイトルを聞いたことがないという、給付金とかの名前自体が分かりづらいと思う。私達は当たり前のように耳にするので分かっているという思いで話をするが、果たしてきちんと伝わっているかも課題かなと思う。もっと分かりやすいネーミングも大事かなと思う。

○会長

・ひとり親家庭に情報をどう繋いでいくかということ。自分で情報にアクセスする側からしても、難しい部分があると思う。東大阪市ではそれぞれの保健センターに、すべての家庭に妊娠期からリスクを感じるような家庭のフォローが着実に届いて、ネットワークの中でリスクのある方達への支援というものに繋がっていくのかなと思うところである。総合支援拠点と言われる、よりリスクがある方たちへの支援でも、体制を新たに包括的に作ろうということでこの4月から進めている。リスクの度合いに応じて、ひとり親という状況で関係性がうまく繋がり、発生予防的に問題回避に繋がればと思う。専門職から必要な方にサポートというものが、どこが目詰まりしているかは丁寧に検証していく必要がある。

○事務局

・各保健センターの保健師が窓口になり、母子手帳を渡す時に一通りの制度は説明している。子育てサポーターも連携して支援にあたっており、支援が必要だなというお母さんは、特定妊婦としてフォローする。ケースにより子ども見守り相談センターでも一緒に支援する。また、制度の周知とは少し違うかもしれないが、計画的に離婚される方は少ないように感じる。

子ども家庭課では離婚前相談も受付しているが、離婚が頭をよぎったときには子ども家庭課に相談というのが周知できたらと思う。

○会長

- ・子ども家庭課が主催の弁護士相談は件数が伸びているということで、相談件数が増えているというはどれぐらいか。

○事務局

- ・月に一度の実施で5名の方に限定しているが、予約もうまっていてキャンセル待ちが出ている。養育費のことを聞かれるのが多い。

○委員

- ・待ちの姿勢である。市から積極的にアプローチできないのか。離婚の受付で、ひとり親SOSとかパンフレットを常に置いておくとか積極的にアプローチする方法を。ひとり親の方が相談に行かないと駄目な気がするので何とかならないものか。

○会長

- ・制度利用というのは申請があってなので、待ちの姿勢ではなくて市としてのアプローチができないか。ひとり親で困ったことがあればSOSというようなアプローチができれば。

○委員

- ・離婚や死別は必ず行政に届出があり、把握することが行政はでき判断することは可能な気がする。その時点で必要な措置がとれるという状況があればいいと思う。ワンストップ的なものが1つあり、気軽に相談できるひとつの場所で、行政がそこから采配するのが一番と思う。

○事務局

- ・的確に掴むなら離婚届を出される方にアプローチするのが間違いないと思う。市民生活部の方で離婚届を出された時に、届け出によって次にどの窓口へという順番はある。流れの中で離婚相談のために子ども家庭課まで上がってきてくれる方もいるが、完璧には動いてない。

○会長

- ・対応フローみたいなことは役所の職員の方たち自身も一つ共有しておくことは大事なことでしょう。明石市は養育費の確保について頑張っている。

東大阪市でも今年度から確保できるような制度も入れている。不利な状況というリスクを子ども自身が背負わなくてもいいということを大事に考えて、待ちではなくて、プッシュということでフォローしようということ。

○委員

- ・東大阪市も、どこかで関わる形では制度的に繋がるようになってきて、あともうひと踏ん張りというところまでは来ていると思う。明石市は、名前が違いますが、例えば子ども家庭課の課長が弁護士資格を持つての方を課長として置いて対応をされている。

○会長

- ・リスクが起こる手前から待ちでなくて該当者に確実にアプローチできる、SOSのような分かりやすい連絡番号みたいなものがあると、そこから活用できる支援に繋がっていくということも非常に重要だと思う。

○委員

- ・重症のお子さんがおられる家庭では、夫婦が別れるというような話が出てくることがあるが、何とか家族の体裁が壊れないように維持できないかと説得したりする。離婚してからのひとり親のお母さんの方の就労や育児支援するサービスも整いつつあるが、育児をしているところにまた障害があったりすると、正規職員での採用が難しい。経済的にバックアップできないかなということがある。子どもの養育、特に手のかかる障害のある子どもがおられる家庭なんかは、両方が助け合っていい家庭を築いていかれるところが多いが、離婚せざるを得なくなっていくのに、育児のときに親が人として学んでいく時間を施設としては持っている。離婚の歯止めになるようなことができないかと思ったりする。

○会長

- ・障害があるお子さんを療育していく夫婦がそれぞれが協力していくペアレンティング講座もやっているが、気になるご家庭ほど父親の参加がなかなかみ合わない現状がある。離婚のしわ寄せはが子ども達にいつてしまうし、女性側も経済的な基盤も危ういまま、リスタートが切れない。制度活用を、ワンストップなりSOSみたいな形で仕組みを構築してというのは、改めて皆様のご意見を聞いて重視していかなければならないと思うし、分科会と

	<p>しては期待したい。推進に向けてなのか、施策の全体を通してなのか文言を追加してもいいのかなと思うので、検討してもらいたい。</p>
--	---

(閉会)